



部活動改革に伴う学習指導要領解説の一部改訂について

この度、部活動改革の円滑な実施を図るため、「中学校学習指導要領解説」、「高等学校学習指導要領解説」のうち総則編及び保健体育編の一部、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説」のうち総則編（幼稚部・小学部・中学部）の一部並びに「特別支援学校学習指導要領解説」のうち総則等編（高等部）の一部が、以下の通り改訂されましたのでお知らせいたします。

※「学習指導要領解説」とは、学校教育の大綱的な基準である学習指導要領の記述の意味や解釈等の詳細について説明するために、文部科学省が作成しているものです。

1. 改訂の趣旨

地域クラブ活動の更なる円滑実施に資するよう、学校と地域クラブとの連携等に係る記載の追加等を行うことで、学校関係者を含めた共通理解の促進を図る。

2. 改訂の概要

（1）学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設

現行ガイドラインの記載に沿って、地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、学校と地域クラブとの連携等に関して以下の内容を総則編及び保健体育編に明記した。

- ① 学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図ること。
- ② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携すること。
- ③ 地域のスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること。

（2）部活動の現状の位置付けの明確化

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すべき旨を総則編及び保健体育編に明記した。

（3）部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮

運動部の活動における留意事項として、以下の内容を保健体育編に明記した。

- ① レクリエーション志向の生徒や運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮すること。

今回の一部改訂により、「学校と地域の連携」「部活動の位置づけ」が明確に示されています。改定内容を確認したうえで活動を進めていただければと思います。

【担当連絡先】

長崎市教育委員会健康教育課
保健体育係 三谷 森田
TEL 095-829-1197
FAX 095-829-2066